

平成17年4月5日  
熊本県教育委員会決定

## くまもと教育の日を定める要綱

### (趣旨)

第1条 教育の重要性について県民の一層の理解を得、また、学校、家庭、地域社会が一体となって連携・協力し、互いの教育力を高めるとともに、教育関係者がその責務の重大さを自覚し、新たな思いで教育に取り組む契機とするため「くまもと教育の日」を設ける。

### (くまもと教育の日)

第2条 くまもと教育の日は、11月1日とする。

### (教育の日の取組み)

第3条 県教育委員会は、市町村教育委員会、学校、教育に関係する機関及び団体、県民等との連携・協力の下、くまもと教育の日の趣旨に沿った取組みを実施するとともに、広く県内への普及を図る。

2 くまもと教育の日の趣旨に沿った取組みは、11月1日前後の期間に集中して実施するように努めるものとする。

### (教育関係者の姿勢)

第4条 教職員をはじめとする教育関係者は、教育の日に関する行事等に積極的に取り組むことを通して、教育に寄せられる県民の期待を十分に把握し、その成果を教育活動に反映させるように努めるものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、くまもと教育の日に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成17年4月5日から施行する。